

平成26年10月から 八雲町乳幼児等医療費助成制度の 助成内容が拡大されます

乳幼児等のお子様については、病气やけがで病院にかかったときには、町から医療費の一部が助成されていますが、10月1日診療分からは助成内容の一部が拡大され、就学前のお子様については、医療費のすべてが助成されます。助成を受けるためには、受診の際、役場から交付される「医療費受給者証」(以下、受給者証)を保険証と一緒に医療機関に提示しなければなりません。受給者証は、7月末が有効期限となっているため、助成対象になると思われる方には、9月30日を有効期限とした受給者証を更新して送付されています。助成対象になると思われる方で受給者証が届いていない方につきましては、住民生活課国保係までお問い合わせください。

なお、10月から使用できる受給者証は9月末までに改めてお送りしますので、お手元に届きましたら、差し替えをお願いします。

10月以降に助成対象となる

【改正内容】

	現 行	改正後
・ 5歳未満 ・ 5歳以上就学前 非課税世帯	初診時一部負担金を負担 医科 580円 歯科 510円	自己負担なし ※所得制限なし
・ 5歳以上就学前 課税世帯	総医療費の1割相当額を負担	

※小学生については、従来より変更はありません。

場合には、申請が必要となりますので、次のものを持参のうえ、手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- ・ 現在加入中の健康保険証・印鑑
- ・ 八雲町へ転入された方等は、転入前の市区町村の所得証明書(課税・非課税証明書)

【申請・問い合わせ先】

- ・ 住民生活課国民健康保険係
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ・ 落部支所

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出について

【児童扶養手当】

◇児童扶養手当とは
離婚などで児童の父または母と生計が別となった児童(18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのあるひとり親家庭等)に対して支給される手当です。障害年金受給者の配偶者も該当になることがあります。

◇現況届の提出について
8月1日(金)～8月29日(金)までに、児童扶養手当

【特別児童扶養手当】

◇特別児童扶養手当とは
精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を、家庭において養育している方へ支給される手当です。障がいの程度によって1級と2級に分けられます。

【その他】

◇所得状況届の提出について
8月11日(月)～9月10日(水)までに、特別児童扶養手当を受給中の方は所得状況届を提出しなくてはなりません。各受給者に郵送された書類を確認いただき、期限内に提出してください。提出が遅れた場合は11月の支給日に手当を受け取ることができません。

◇提出先
・ 住民生活課児童係
・ 熊石総合支所住民サービス課
・ 落部支所

◇問い合わせ先
住民生活課児童係

受彰おめでとうございます

環境大臣表彰 (地域環境美化功績者表彰) クリーン熊石運動推進委員会

長年にわたり地域ぐるみで取り組んでいる環境美化活動が認められ、平成26年度地域環境美化功績者として、クリーン熊石運動推進委員会が環境大臣から表彰を受けました。

同会は、平成3年4月に「クリーンで潤いのある快適な町の創造を図ること」を目的に、熊石地域の町内会や職域団体、学校などで結成されました。国道沿いや海岸線、住居周辺のゴミ拾いなどの環境美化活動を「クリーンアップ作戦」と称して展開しているほか、「ゴミのポイ捨てゼロ」の啓発にも熱心に取り組んでおり、こうした長年の地域ぐるみの取り組みが認められました。

